

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 監査等の種類  | 定期監査及び行政監査  |
| 2 | 監査の対象   | 基盤整備部<br>令和5年度4月～10月分 必要に応じて令和4年度分                      |
| 3 | 監査の着眼点  | 令和5年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画<br>(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所  |
| 5 | 監査の日程   | 令和5年12月1日～令和6年1月26日                                     |
| 6 | 監査の結果   |   |

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。  
なお、軽微な事項については、別途指示した。

#### [指摘事項]

##### (1) 未収金の回収について

道路占用料の過年度未収金は、令和4年度末で86,505円である。令和5年10月末現在では63,565円である。

水路占用料の過年度未収金は、令和4年度末で629,427円である。令和5年10月末現在では598,403円である。

今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。

##### (2) 適正な財務会計事務の執行について

ア 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。

しかしながら、土木管理課、土木調査課及び道路建設課が備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄されているものがあつた。

イ 河川課の水路維持管理業務の一部において、平成28年度実施分から令和3年度実施分にかけて合計238件(61,362,320円)の支払遅延が判明した。当該支払遅延に伴い、次年度の単価を適用したことにより6件(2,264円)の

過払い及び1件(42円)の支払不足が判明するとともに、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、遅延利息1,005,200円が支払われていた。

その後、支払った遅延利息の算定誤りにより、40,300円と4,800円の過払い及び100円の支払不足が判明し、最終的な遅延利息の支払額は960,200円であった。

このほか、3件(139,640円)の二重払いが判明した。

ウ 道路維持課の道路維持管理業務の一部において、令和3年度実施分から令和4年度実施分にかけて合計241件(62,301,038円)の支払遅延が判明した。当該支払遅延に伴い、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、遅延利息128,300円が支払われていた。

その後、支払った遅延利息の算定誤りにより、1,200円の過払いが判明し、最終的な遅延利息の支払額は127,100円であった。

今後は、岐阜市物品管理規則を遵守するとともに、組織体制及び事務手続の見直しなどを実施することで、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

### (3) 交通事故の防止について

令和4年4月から令和5年10月までの間に、公用車の後退時における事故が1件発生し、職員が同乗していたが、降車及び誘導をしていなかった。

後退時の安全確認の励行について指導されたい。

### (4) 交通事故後の対応について

道路交通法第72条第1項は、交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者は、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない旨規定している。

しかしながら、令和5年9月22日に発生した交通事故について、事故当時、車に衝撃があったことは認識していたものの詳細な状況を確認することなく、警察署に報告することを怠り、9月25日、警察署から報告義務違反により対面で注意を受けていた。

今後は、同様の事案が発生しないよう、交通事故を防止することはもとより、交通事故後の対応について指導されたい。

[意見事項]

(1) 適正な財務会計事務の執行について

令和4年度地籍調査岐阜・西濃ブロック連絡協議会負担金について、支払手続の失念により、当初受領した請求書に記載の支払期限（8月1日）までに支払えず、8月30日に支払われていた。

今後は、同様の事案が発生しないよう、未処理の請求書等の有無について確認を徹底し、再発防止に取り組まされたい。

(2) 工事等の設計書及び仕様書における確認の徹底について

令和4年度に道路維持課及び河川課が契約依頼した工事等において、設計書の積算の一部を誤った事案が2件、業者へ配布する仕様書の一部の記載を誤った事案が2件発生していた。

設計書及び仕様書における項目や数量、単価などの確認を徹底するとともに、チェック機能の強化による再発防止に部全体で取り組まされたい。なお、令和3年度の定期監査及び行政監査においても同様の意見を付しており、確実に対応されたい。